

令和 7 年度むきばんだ史跡公園洞ノ原地区復元竪穴住居（DH02）
屋根修理業務仕様書

1. 業務名称

令和 7 年度むきばんだ史跡公園洞ノ原地区復元竪穴住居（DH02）屋根修理業務

2. 業務概要

むきばんだ史跡公園洞ノ原地区西側丘陵で野外展示している竪穴住居（DH02）の茅葺屋根の撤去および躯体の補修を行う。

3. 業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 13 日（金）まで

ア. 屋根修理実施期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

イ. 提出書類、業務記録等の調整期間

屋根修理終了後から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

4. 業務の場所

鳥取県米子市淀江町福岡地内（国史跡妻木晩田遺跡洞ノ原地区西側丘陵）

5. 業務内容

（1）竪穴住居の現況確認およびリスト作成

現存する復元柱・収首・垂木等屋根構造材の状態を確認し、修理もしくは交換する必要のある材の法量・数量等を記したリストを作成し、発注者へ提出すること。

（2）周堤溝部材の取り外しおよび保管

周堤溝を構成する部材に番号を振りながら取り外し、同時にヒビや腐植などがないか状態を確認する。取り外した材は竪穴住居内で安全に保管する。

（3）仮設準備

ア. 足場・バリケードの設置

対象建物周囲に外部足場、A 型バリケードを設置する。

イ. 養生ネット、素屋根掛け

落下飛来物及び降雨を防ぐため、外部足場に養生ネット及びトタン等による屋根を設置する。

（4）屋根修理

ア. 屋根の解体

千木・鳥どまり、杉皮押さえ丸太を取り外す。茅押さえロープ、杉皮、茅を撤去し、作業区域内に集積する。土葺き屋根の土と芝は撤去する。土は公園内の指定場所まで運搬する。

解体した部材は点検し、再利用が可能なものは保管しておく。部材の処分は発注者が行う。

イ. 躯体、ロープの点検・交換

屋根小舞、垂木の状況を確認し、ロープの腐朽・切断等が確認された場合は取り替える。

(5) 作業記録の作成

着工前、各工程、完成時の写真を撮影して記録する。

(6) その他

ア. 仮設事務所の設置

仮設事務所はむきばんだ史跡公園洞ノ原地区東側丘陵の四阿脇に設置すること。

イ. 資材の搬入

資材の搬出入、車両の進入にあたっては、むきばんだ史跡公園職員（以下担当職員という。）が指示するルートを使用すること。

ウ. 修理状況の公開

修理状況を発注者が県民向けに公開する場合等があるので、準備・公開に協力すること。

6. 本業務に係る書類等の提出と報告

(1) 業務工程表

受注者は、契約締結後、7日以内に業務工程表を作成し、担当職員に提出すること。

(2) 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を取りまとめ、担当職員に提出すること。

(3) 業務安全計画書

受注者は、建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、業務安全計画書を作成し、担当職員に提出すること。

(4) 業務進捗状況報告書及び業務日誌

受注者は日々の業務日誌の他、毎月末に「業務進捗状況報告書」を作成し、担当職員に提出すること。

(5) 使用材料、設備機器等に関する報告

本業務に使用した材料やその他設備機器等に関する内容及び部材交換等を行った箇所を概略図等により記録してとりまとめ報告すること。

(6) 支給材料の受領書

本業務に使用する材料等を受領したときは速やかに受領書を提出すること。

(7) 協議書及び打合せ記録簿

業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（協議書、打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(8) 作業記録について

区分	分類・規格	撮影箇所	部数	原版の大きさ
業務記録写真	カラー・L判	各工種の工程毎	1部	1, 200×2,000px 以上
完成写真	カラー・L判	着工前・完成後	1部	1, 200×2,000px 以上

※上記の電子データはCD又はDVDにより提出すること。

7. その他

- (1) 計画地が史跡公園内であることを認識し、遺構保護、周囲の植生保護ならびに来園者の安全に十分配慮すること。
- (2) 本業務の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、受注者の負担とする。
- (3) 本業務及び本業務対象物の事故、災害に伴う損害を補填するため火災保険等に参加すること。
- (4) 受注者は完了検査時に必要な書類等（報告書等）を用意すること。
- (5) 受注者は、本業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 外部足場には、メッシュシート等の飛散対策を行い、周辺環境に悪影響を与えないよう注意すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。